

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

和歌山国民年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和47年10月に結婚して、地区の婦人会に入会した。

当時、国民年金保険料は、地区の婦人会の役員が集金しており、夫、義父母及び当該集金人から国民年金に加入するように勧められ、国民年金の加入手続を行い昭和48年度分の保険料から納付し始めた。

申立期間については、同居の家族（夫及び義父母）はすべて納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納付できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月28日にA市町村（現在は、B市町村）において払い出されているが、同市町村には、申立人に対して47年11月7日に払い出された別の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿が存在していることから、申立人が、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていたことが推認できる。

また、当該被保険者名簿において、「任意47.12.31取消」と記載され、当該手帳記号番号が取り消されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人は国民年金の強制加入被保険者であり、任意適用対象者として当該手帳記号番号が取り消される事情は見当たらないことから行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は24か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

加えて、申立期間当時、同居していた申立人の夫及び義父母も、申立期間を含む国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付しており、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、22歳から美容室を経営しており、市町村役場の集金人が店に来て、「自営業の人は、みんな国民年金に加入しなければならない。」と言われたので、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間については、社会保険事務所（当時）から免除期間である旨の回答をもらったが、私は、当時、免除申請を行ったことはなく、市町村役場の集金人に国民年金保険料を納付していたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から62年3月までの期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、市町村役場の集金人から「自営業の人は、みんな国民年金に加入しなければならない。」旨説明を受けて国民年金に加入したことを記憶している上、「国民年金に加入した当初は、市町村役場の集金人が、結婚した昭和40年ごろからは婦人会の集金人が、それぞれ集金に来ており、当時の国民年金保険料は、100円か200円ぐらいだった。保険料を払うと集金人がカードみたいな台紙に印鑑を押していた。」と主張しているなど、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況について、具体的かつ詳細に記憶しており、これらの内容は当時の状況と符合している。

さらに、A市町村が保管する更新前後の国民年金被保険者名簿において、申立期間中の昭和39年度に係る記録が相違していることが確認でき、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から50年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、A市町村に在住していた当時、同市町村役場において、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い承認されたのに、社会保険事務所（当時）の記録では、未納となっていることは納得できない。国民年金保険料免除申請承認通知書も所持していることから、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から50年6月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対し、国民年金手帳記号番号*が46年9月14日に払い出された後、新たに別の国民年金手帳記号番号*が52年9月28日に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号*に係るオンライン記録によると、「手番取消者」と表示されていることから、国民年金手帳記号番号*は、取り消されたものと推認されるが、当該手帳記号番号に係るオンライン記録によると、46年4月から50年6月までの期間は免除期間である記録とされていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号*に係るオンライン記録によると、当該期間は未納期間となっており、取り消された国民年金手帳記号番号*に記録されていた免除期間が反映されていないことは不自然である。

また、申立人が所持している国民年金手帳によると、昭和46年4月から47年3月までの期間について、国民年金印紙検認記録欄に当該期間の免除が承認されていることを示す押印がされている上、同様に申立人が所持している国民年金保険料免除申請承認通知書によると、49年9月19日付けで同年4月から50年3月までの期間及び50年9月9日付けで同年4月から51年3月までの期間について免除が承認されていることが確認できることから、申立人に対し、これらの期間が免除されている旨の通知が行われたことは明らかである。

一方、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの期間については、

申立人が所持している国民年金手帳記号番号*に係る国民年金手帳によると、申立人の婚姻日である50年7月*日に国民年金被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる上、オンライン記録によると、申立人の夫は、同年7月1日から52年6月30日までの期間は厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、50年7月*日に、国民年金の任意適用期間となったため、国民年金被保険者資格の喪失の届出により当該期間の資格の喪失処理がされていたと推認される。

また、任意適用期間においては保険料は免除されないことから、既に申立人に対し、当該期間を含めて保険料の免除が承認され、国民年金保険料免除申請承認通知がされていたとしても、保険料免除期間とはされない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から50年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和24年1月17日、同社C事業所における資格取得日は同年1月17日、資格喪失日は25年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

また、申立人のA社D事業所における資格取得日は昭和25年1月1日、資格喪失日は同年5月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月17日から25年1月1日まで
② 昭和25年1月1日から同年5月16日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社(現在は、E社)において勤務した昭和24年5月17日から25年5月16日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。

しかし、私が所持している人事カードによると、昭和24年1月17日付けでA社C事業所へ勤務を命じられた後、申立期間中を含め継続して勤務しており、また、37年3月12日には15年勤続表彰があったことが確認できる。

以上のことから、調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社B事業所における被保険者資格喪失日は、昭和24年1月17日から同年5月17日に訂正されているが、申立人から提出のあった人事カードによると、同年1月17日に同社B事業所から同社C事業所に転勤になったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚の申立期間当時の人事記録における異動日

と当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日は一致しており、事業主は、人事記録どおりに被保険者資格取得届及び喪失届を社会保険事務所に対し行ったと推認できることから、申立人のA社B事業所における被保険者資格喪失日を、昭和24年1月17日に訂正する必要がある。

また、申立人の人事記録によると、申立人は、昭和24年1月17日から同年10月1日までA社C事業所、同日から25年5月16日まで同社D事業所に勤務していたことが確認できるが、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、前述の同僚に係る人事記録及び厚生年金保険被保険者記録によると、前述の同僚は、昭和24年6月1日から25年1月1日までの間、A社D事業所に勤務しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年1月1日より前の期間は、同社C事業所の厚生年金保険被保険者としての記録がある。

これらのことから、申立人についても、昭和24年10月1日から25年1月1日までの間は、人事記録により、A社D事業所に勤務していたことが確認できることから、24年1月17日から25年1月1日までの期間、同社C事業所の厚生年金保険被保険者であったと認められるところ、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録が記載されていた可能性が高いと考えられる整理番号1番から51番までの記録について、社会保険事務所は当該記録について紛失しており、確認できないと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、A社C事業所において申立人の資格取得日を昭和24年1月17日、資格喪失日を25年1月1日として社会保険事務所に対し届出していたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和23年12月の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、i) A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と一字違いで、生年月日が一致している者が、昭和25年1月1日に被保険者資格を取得している上、当該被保険者記録には、喪失日の記載が無く、「*番と重複」と記載され、線消しされているところ、整理番号*番は申立人の被保険者記録であること、ii) 申立人が当時、旧姓を名乗っていたとする供述及び申立人の人事記録（昭和24年10月1日から25年5月16日まで同社D事業所で勤務）から、この記録は申立人の記録であると考えられることから、事業主は、同社D事業所において、申立人の資格取得日を25年1月1日、資格喪失日を同年5月16日として社会保険事務所に対し届出していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、上記の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記名簿に記載されている未統合の申立人と認められる厚生年金保険被保険者記録から、4,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年11月まで
申立期間の国民年金保険料については、納付書により銀行で納付していた。申立期間について、夫の記録は納付済みとなっているのに、私の記録は未納となっているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月5日に申立人の夫と連番で払い出されており、その時点で、申立期間の一部（昭和48年1月から同年3月まで）は時効により国民年金保険料が納付できない期間に当たるところ、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間について、夫の記録は納付済みとなっているのに、私の記録は未納となっているのは納付できない。」と主張しているが、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及び昭和50年度国民年金保険料検認一覧表並びに社会保険事務所（当時）保管の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）のいずれにおいても、申立人に係る申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認でき、約3年間にわたって申立人の納付記録のみが欠落するとは考え難い上、申立人の夫に関し、前述のとおり国民年金手帳記号番号の払い出しが、申立人と同日（昭和51年3月5日）であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和48年3月以降の国民年金保険料は納付済みとなっており、上記の払出日時点において時効にかかる同年3月の保険料が納付されていることについては、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、同年1月から同年3月までの保険料が、50年12月31日付けで特例納付されており、

申立人と納付状況が異なっていることが確認できる。

なお、申立人の夫が特例納付により納付した昭和 48 年 1 月から同年 3 月のうち、同年 1 月及び 2 月の保険料については、厚生年金保険の被保険者期間と重複することが、申立人の夫の年金記録を統合した際に判明したことから、平成 11 年 1 月 29 日付けで還付されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から5年3月まで

平成3年10月ごろに母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、両親の分と合わせて3人分を母が毎月集金人に納付していた。年金手帳が発行された後の申立期間について、保険料が未納となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、両親の分と合わせて3人分を母親が毎月集金人に納付していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の父親については、申立期間中の平成4年4月から60歳に到達する前月の同年*月までの国民年金保険料が未納となっていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年11月に払い出されていることが確認できるところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得（取得日は、昭和59年12月17日）に関して、同市町村における受付年月は平成3年10月と記載されているが、別途、「適用特別対策分」と記載されていることが確認できる。このことについて、同市町村に照会したところ、「適用特別対策分とは、職権適用のことであり、職権適用の場合の受付年月とは、被保険者が加入手続を行った年月ではなく、当市町村において適用した年月を示すものである。その場合、納付書は被保険者あてに送付されるものであり、被保険者等から集金組織である婦人会に届け出てもらわないと、婦人会では、当該被保険者が職権適用された時点ですぐに資格取得したことは分からないものである。」と回答していることから、同年10月から申立人の国民年金保険料を集金人が集金し

ていたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「当時、申立人の国民年金保険料も集金人に毎月払っていた。」と証言しているが、オンライン記録及びA市町村保管の国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間直後の平成5年度については、申立人の母親の保険料はほぼ毎月納付されているのに対し、申立人の保険料は平成5年11月26日付けで一括納付されており、6年度については、申立人とその母親の保険料は同一月に納付されていることが確認できることから、申立人の保険料を集金人に納付するようになったのは、6年度からであると考えられる。

加えて、申立人は、「年金手帳が平成3年10月ごろに送られてきたので、そのころに母親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。」と主張しており、その母親は、「国民年金の加入手続は集金人に頼んで行ったと思う。」と証言しているものの、申立人が名前を挙げている婦人会の当時の集金人に照会したところ、「婦人会から渡された名簿で集金していたが、手続的なことはしていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、40年4月から47年3月までの期間及び55年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、保険料を納付していたもの、又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から47年3月まで
③ 昭和55年4月から同年11月まで

昭和36年4月から、私の次男(故人)が国民年金保険料の納付に関して手続をしており、納付できない時はその状況を届出(免除申請のことと考えられる。)していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続並びに国民年金保険料の納付及び免除申請手続に関与しておらず、当該手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の次男は既に亡くなっているため、国民年金の加入、保険料の納付及び免除申請についての状況が不明であるとともに、オンライン記録において、申立人の次男に係る国民年金加入記録も確認できない。

また、申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人と住所が同じであるその夫(故人。国民年金被保険者期間は、昭和35年10月1日から51年1月27日まで。)の国民年金保険料は共に未納であることが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、生活保護を受給していたと主張しているが、A市町村に照会したところ、申立人に生活保護の受給歴は無い旨の回答があったことから、申立人は法定免除の対象者にも該当しない。

加えて、申立人の住所は、昭和31年1月20日以後平成11年5月7日まで

変更が無く、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによっても、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の次男が国民年金保険料を納付又は免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの、又は免除されていたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 647 (事案 403 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 55 年 3 月までの期間、58 年 4 月及び 60 年 4 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年 6 月から55年 3 月まで
② 昭和58年 4 月
③ 昭和60年 4 月から61年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、私自身で集金人に払っていたが、私が不在の時は母が立て替えて払ってくれたこともあった。また、免除申請の手続を行った覚えは無く、必ず払っている。前回の申立てでなぜ申立期間の一部だけしか認められなかったのか分からず、再度申し立てるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 55 年 9 月 22 日に払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるところ、申立人は過年度分までさかのぼって納付したとは主張しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間②については、1 か月と短期間であるが、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの期間は申請免除期間であり、当該期間のうち、申立期間前の 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料は平成 4 年 4 月 7 日に追納されており、申立期間後の昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は平成 5 年 5 月 13 日に追納されていることが確認できることから、同年 5 月 13 日に追納した時点で申立期間②は 10 年の時効が成立しており、納付することができない期間であったものと推認されること、iii) 申立期間③については、申立人は、平成 5 年 5 月にさかのぼって納付したと主張

しているが、当該期間は未納期間であることから、その時点で2年の時効が成立しており、納付することができない期間である上、オンライン記録からみて、申立期間後の昭和62年1月から63年12月までの国民年金保険料は過年度納付されているものと推認できることから、申立期間の保険料のみを集金人に現年度納付していたとも考え難いこと、iv) 申立人が申立期間①、②及び③において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成21年6月3日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等の提出は無く、同居の母は申立期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人も納付していると主張しているところであるが、当委員会での口頭意見陳述において、申立人は、申立期間当時の集金人や納付書の状況等についてA市町村に確認するよう陳述していることから、A市町村に照会したものの、申立期間の国民年金保険料の納付につながる回答は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月26日から34年3月31日まで

私は、前職のA社を退職して間もなく昭和33年5月26日にB事業所（現在は、C社）に入社して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では34年4月1日に資格取得となっており、納得いかない。調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B事業所で勤務していた同僚で連絡が取れた7人のうち、昭和31年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年9月に喪失している同僚は、申立人のことを記憶しており、33年1月に被保険者資格を取得し、35年5月に喪失している別の同僚は「申立人は、1年ぐらい働いていた。」と供述していることから、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前の昭和33年1月5日に2人が被保険者資格を取得してから、申立人の資格取得日である34年4月1日に7人(申立人を含む。)が資格を取得するまで、申立期間を含む約1年3か月間、資格を取得した者がいない。

また、上記の同僚7人のうち、資格取得日が昭和33年1月5日で被保険者期間が約2年4か月間である同僚は、「私は、昭和32年ごろから3年ぐらい働いていたと思う。」と供述しており、資格取得日が34年4月1日で被保険者期間が約1年5か月である同僚は、「私は、3年ぐらい働いていたと思う。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけでないことがうかがえる。

さらに、C社の事業主に照会したが回答は得られず、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当時の社会保険や経理の担当者も所在が不明であるこ

とから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
② 昭和 46 年 4 月ごろから同年 8 月ごろまで

申立期間①については、私は、A市町村にあったB事業所に昭和 46 年 1 月ごろ就職し、同年 3 月ごろまで同事業所に継続して勤務していた。

申立期間②については、A市町村にあったC事業所に昭和 46 年 4 月ごろ就職し、同年 8 月ごろまで同事業所に継続して勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録では、両事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B事業所の事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、B事業所の事業主は、「B事業所は、開業時から現在に至るまで個人事業所で厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と供述しているところ、事業主及び事業主の養母（故人）が当該期間に厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

さらに、上記の事業主及び申立人は、「当時、従業員は申立人一人のみであった。」と供述していることから、B事業所は、当該期間において厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが認められる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「当時、D駅とC事業所の行き帰りをE

氏に車で送迎してもらっていた。」と供述しているところ、E氏は、「私は、昭和46年ごろC事業所で働いていた申立人を何度か車で送迎した。」と供述しており、両者の供述内容がほぼ一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、C事業所の元事業主は、「C事業所は、開業時から廃業時まで個人事業所で厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と供述しているところ、元事業主及び元事業主の夫（故人）が当該期間に厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

さらに、個人経営の料理飲食店については、従業員数に関係なく、厚生年金保険法上、強制適用事業所に該当しない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
申立期間について、A社を結婚のために退職したが、当時は脱退手当金の制度は知らず、同社からも説明は無かったことから、脱退手当金を受給していない。
申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその後9ページ（計10ページ分）までに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約2年以内に資格喪失した27人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む22人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち18人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを示すゴム印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年9月7日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 9 月 30 日まで

私が、昭和 41 年に A 社（現在は、B 社）に入社して以来、毎年、給与は右肩上がりだった。しかし、ねんきん定期便によると、46 年 10 月に 9 万 2,000 円であった標準報酬月額が、47 年 4 月から同年 9 月までは 6 万円に、同年 10 月から 48 年 9 月までは 7 万 2,000 円に、同年 10 月から 49 年 9 月までは 7 万 6,000 円に下がっているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給与計算書等の資料は保管していないが、当時の給与は右肩上がりであった。」として、同期入社で労働条件（一般職）が同じであった同僚の昭和 48 年 8 月及び同年 9 月の給与計算書から給与額及び厚生年金保険料額を転記し、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、上記同僚のオンライン記録を見ると、申立人と同様に昭和 47 年 4 月に改定されていることが確認できるところ、申立人が転記した上記同僚に係る保険料控除額は、当該期間においてオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額であることが確認できる。

また、複数の同僚は、「標準報酬月額が下がったのは、昭和 47 年に A 社の賞与の支給回数が 4 回から 2 回に変わったためだと思う。」と供述しているところ、当時、賞与については、厚生年金保険法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において「年間 4 回以上の賞与は報酬に含め、4 回未満の賞与は報酬に含めず保険料賦課の対象とされない。」と規定されていたことから、同社の年間賞与支給回数の変更に伴い、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、引き下げられ

たとえられる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間におけるほぼすべての被保険者の標準報酬月額が申立人と同じ昭和47年4月に下がっていることが確認できる。

加えて、企業年金連合会が保管しているC基金の申立人に係る標準報酬月額の記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が、オンライン記録と同じであることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月13日から41年5月1日まで
② 昭和41年5月1日から44年5月1日まで

日本年金機構からの回答では、A社と2度目にB社に勤めていた期間について、脱退手当金を受け取ったとされているが、私は脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無い。また、B社に勤めていた期間についても、2度目に勤めた期間のみ脱退手当金が支給されているのは不自然であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のB社における2回目の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約2年以内に同社で資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある23人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9人が資格喪失日から約4か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給記録がある同僚は、「会社の担当者に請求手続をしてもらった。」と供述しており、当時の同社の社会保険事務担当者も「脱退手当金の請求手続をした記憶がある。」と供述していることを踏まえると、当時、同社では、事業所が脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがえる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味するゴム印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人が1回目にB社に勤務していた被保険者期間が脱退手当金の支給対象となっていないことについては、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、社会保険事務所（当時）の記録によると、1回目に同社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金の支給対象であるA社及び2回目にB社に勤務していた期間に係る同記号番号とは別番号であることが確認でき、申立人の脱退手当金が請求される際、1回目に同社に勤務していた期間については未請求となっていたものの、支給決定された昭和44年当時、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該期間が支給対象となっていない期間として存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。